

【世帯所得】		【控除額算定】				
氏名	所得金額			単価 (①)	人数 (②)	金額 (① × ②)
		同居親族	名義人以外の市営住宅に同居する者	380,000円		
		別居の扶養親族	市営住宅に同居しないが、所得税法上、別居の扶養親族であると認められている者	380,000円		
		老人扶養親族 同一生計配偶者で70歳以上の者	70歳以上の扶養親族、又は同一生計配偶者	100,000円		
		特定扶養親族	16歳以上23歳未満の所得税法上の扶養親族	250,000円		
		障害者	障害者手帳または療育手帳等を交付されている者	270,000円		
		特別障害者	1級または2級の障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳(特別項症～第3項症)厚生労働大臣の認定書(原子爆弾被害者)を交付されている者	400,000円		
		寡婦	27万円以上所得がある人	270,000円		
			27万円未満の所得がある人	当該所得金額		
		寡夫	27万円以上所得がある人	270,000円		
			27万円未満の所得がある人	当該所得金額		
合計額	(A)					(B)

同居者に「障がい者、未就学児」がいる場合 $\{(A) - (B)\} \div 12\text{か月} = 214,000\text{円以下}$ (該当 ・ 非該当)

上記以外の場合 $\{(A) - (B)\} \div 12\text{か月} = 158,000\text{円以下}$ (該当 ・ 非該当)